

2023

皆様と共に考え行動し… 市民に開かれた京都市政を!

夏号

京都市議員

# 田中あきひで ニュースレター

発行者  
田中 あきひで  
発行責任者  
稲生 茂一

麦秋の候 皆様方にはいかがお過ごしでしょうか。

一般の京都市議員選挙におきまして、皆様方の御支援のなか五期目の当選を飾らせていただきました。(公職選挙法上、御礼のご挨拶ができません。お許しください。)

選挙後、京都市会の議会構成が日本維新の会の躍進によって大きく変わりました。非常に難しい舵取りをしていかなければいけない中、自民党市会議員団の代表幹事に推挙され、市会運営委員会の理事を拝命することになりました。議会構成の変化によって市民生活が停滞することのないよう全力で取り組んでまいります。

令和5年は門川市長四期目の最終年、また「行財政改革計画」で定めた集中改革期間の最終年でもあります。持続可能な行財政の確立に向け、聖域のない徹底したコスト削減、民間資金の更なる獲得、保有資産の積極的かつ戦略的な活用等の推進など、歳入歳出両面での改革の継続で、いかなる状況においても防災・財政・子育て支援などの市政運営の要となる重要な事務事業を着実に推進していくとの方針の下、予算編成が行われています。我が会派はこれまでから政府与党・自民党府議団と緊密に連携し、我々の声を京都府、国の政策立案に繋げてきました。令和5年度予算においても改革一辺倒ではなく22年ぶりの収支均衡を達成しつつ、府市協調による子ども医療費支給制度の拡充、都市計画の見直しと連動した企業立地推進など、京都の魅力を維持・充実させる取組も実現してきました。

そんな中での文化庁の京都移転です。東京一極集中の是正と新たな文化行政を一層推進する大きな契機になると思います。省庁移転は日本のためになるということ自治体はしっかりと「立証」していかなければなりません。京都にしかないものを最大限活用し、展望を描き全国展開する。この京都で地方創生ができないのなら、どこ



情熱・対話・行動!!

でできるのかという気概と矜持をもって取り組んでいかなければと思っております。

文化財の保存・継承の観点から文化・芸術の力での経済活性につなげる、人・仕事・モノへと好循環を作り出せるように、文化庁移転の成果を目に見えるかたちで実感できるようにしていかなければなりません。

引き続き、京都市内の均衡ある発展に向けて「情熱・対話・行動」をモットーに、また「政治家は滅私奉公」を信条にかんばってまいります。今後ともご指導・ご支援をお願い申し上げます。

4年ぶりに **ビアパーティ** を開催します!

## 第13回 明秀と共に憩いの夕べ

日時: 8月6日(日) / 11日(金・祝)

会場: からすま京都ホテル

開宴: (両日共)午後5時30分～ 受付: 午後5:00～

会費: 大人(中学生以上) お一人様 5,000円

小人(小学生) お一人様 3,500円

※事前のお申し込みをお願いします。定員250名にて締め切らせていただきます。お申し込みは地域の後援会役員又は田中あきひで事務所迄

京都市議員

田中あきひで 事務所

〒615-8227 京都市西京区上桂宮ノ後町38-2 田中ビル3F

TEL 075-204-6128 FAX 075-205-1508

E-mail tanaka\_akihide@nike.eonet.ne.jp

URL <http://tanaka-akihide.com/>



Facebook・Instagram  
を開設しています。  
ぜひご覧ください。

市政報告

空き家等の利活用を促す新税は全国初!

## 非居住住宅利活用促進税を新設

非居住住宅利活用促進税とは、空き家や別荘、セカンドハウスなどの居住者のない住宅(=非居住住宅)の所有者に対して課税するものです。

非居住住宅の有効活用、住宅供給の促進、安心かつ安全な生活環境の確保、地域コミュニティの活性化及びこれらの施策に係る将来的な費用の低減を図ることにより、持続可能なまちづくりに資することを目的としています。

### 課税対象と納税義務者について

#### 1 免税点

当該家屋の固定資産税の評価額が100万円未満の場合、課税されません。

※原則20万円、当初5年は100万円としています。6年目以後は改めて検討します。

※目安として、評価額100万円以下は、戦前の木造建築のほとんど、昭和40年代以前の狭小住宅(床面積60平米以下)の多くが該当する水準。



#### 2 居住の有無の判断

居住しているか否かは住民票だけでなく、実態で判断します。

居住の実態は「住所」とする人の有無で判断します。「住所」は生活の拠点であり、一人につき1か所です。そのため、週末のみの利用の場合、利用頻度が高くても「住所」があるとは認定されません。

形式的に住民票を移すだけでは「住所」とは認定されません。

住民票は置いていないものの、現に居住者がいる場合、非居住住宅ではありません。

賃貸の共同住宅で、一部屋でも入居者がいる場合、非居住住宅ではありません。

※分譲マンションは部屋単位で判断します。

課税対象となり得る場合、課税を開始する前に、利用状況等をお尋ねする文書をお送りします。その際に実態をお答えください。その回答でも判断がつかない場合は、実地に調査をいたします。

#### 3 課税免除・減免・徴収猶予

建物が住宅でも、事業の用に使用している場合は、課税しません。

賃貸用の住宅は、入居者がいない場合でも、事業用資産と認められれば課税されません。ただし、確定申告で事業用資産として申告されていること等が条件になります。

事業等資産に該当しない場合でも、賃貸・売却予定のもの等は1年間は課税を免除します。

入院中・施設入所中・介護のため他の親族と同居中等で空き家になっている場合、一旦課税はしますが、申請をいただければ減免をします。必要な限り減免は継続し、期限はありません。

前の所有者が亡くなってから3年間は、徴収が猶予されます。3年の内に非居住住宅でなくなれば課税が免除されます。非居住住宅のままであれば、遡って課税されます。

#### 4 納税義務者

非居住住宅の所有者です。家屋の固定資産税の納税義務者と一致しています。

## 5 税 額

税額の目安として、築数十年の一般的な住宅であれば、土地家屋を合わせた固定資産税額の半分程度となる事例が大半です。都心部等地価が高い場所にある物件、築浅の物件の場合は、税額が高額になる事例があります。(都心部のマンションのセカンドハウスなどがこれに該当します)

$$\text{家屋価値割 (A)} = \text{家屋評価額} \times 0.7\%$$

$$\text{立地床面積割 (B)} = \text{土地の1平米当たり評価額} \times \text{家屋床面積} \times \text{税率 (0.15\% \sim 0.6\%)}$$

$$\text{税 額} = \text{(A)} + \text{(B)}$$

## 6 課税開始の時期

早くて令和8年度になります。

課税の前に、課税対象物件には文書をお送りし、使用状況についてお尋ねする予定です。

# 令和5年5月市会の 主な補正予算

## 中小企業等物価高騰対策支援金 (追加支援)

エネルギー価格の高騰や原材料高騰、引き続きあらゆる事業者に影響を及ぼしている物価高騰に対する支援として、令和4年11月補正予算において創設した中小企業等物価高騰対策支援金の交付決定を受けた事業者に加え、追加支援金を交付するとともに、前回支援金の基準日後に開業された事業者等についても支援を行うものです。

交付対象者	令和5年4月30日までに開業した中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者	〈参考 前回支援〉 令和4年10月31日までに開業した中小企業・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者
交付額	法人3万円、個人事業者2万円	法人5万円、個人事業者3万円
交付要件	事業継続の意思を確認したうえで、支援金を交付します。	事業継続の意思を確認したうえで、支援金を交付します。
申請期間	令和5年6月中旬予定～約2ヶ月間	令和5年1月11日～3月10日

※前回支援金の交付決定を受けた者については、プッシュ型で交付します。

※前回支援金(法人5万円、個人事業者3万円)と追加支援金を合わせると、法人8万円、個人事業者5万円となります。

## 京都市くらし応援給付金

食費等の物価高騰の負担感が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯等)に対して1世帯当たり3万円の現金を給付。

## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金

食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を対象として、児童一人当たり5万円の給付金を給付。



委員会報告

自民党京都市議員団

常任委員会



今年度、常任委員会の構成が変わりました。

総務消防	環境福祉	文教はぐくみ	まちづくり	産業交通水道
<p>行財政改革、防災・危機管理、大学政策、国際交流、情報化推進。文化庁の京都への全面移転や、市庁舎の再整備。市民の安心・安全を守る消防行政など。</p>	<p>「低炭素・循環型まちづくり」の推進や再生可能エネルギー拡大、ごみ減量をはじめとする環境政策や高齢者・障害者まで全市民の健全な生活のための政策。</p>	<p>文化庁移転による文化芸術都市創生の施策やスポーツ振興、地域コミュニティ活性化。子ども若者育成支援や学校教育など</p>	<p>市民のいのちと暮らしを守る道路・河川・橋梁維持補修。公園の環境整備や京都の魅力や都市格を高める新景観政策。京町家の保全継承、空き家対策、ニュータウンの活性化。「歩くまち京都」の推進。</p>	<p>市民生活と観光との調和。商工業・農林業振興。「歩くまち・京都」をリードする市バス・地下鉄の機能向上や更なる経営改善。老朽化が進む上下水道管の更新。</p>
<p><b>委</b> 田下橋平 中村村山 (た)</p>	<p><b>副</b> 津西みち 西村はた さくら田村 いらい</p>	<p><b>副</b> 椋谷寺富 田口田</p>	<p><b>副</b> 井繁しまもと 上</p>	<p><b>委</b> 森田山山 田中本本 (明)(恵)(し)</p>

市会運営委員会

市会内部の連絡交渉  
その他議事運営

<b>委</b>	寺田	しまもと	みちはた	井上
	田中			
	(明)			

予算・決算特別委員会

予算案・決算の審議

第1分科会	第2分科会	第3分科会
<p><b>副</b> 平さ下田津西橋 山くらい村中田村村 (た)</p>	<p><b>委</b> み繁谷寺富椋 ちはた口田田</p>	<p><b>副</b> しまもと 井田森山山 上中田本本 (明)(恵)(し)</p>

**委** 委員長 **副** 副委員長

集中審議期間外の常任委員会は、毎月第2・4週を基本に総務消防委員会を月曜、環境福祉委員会を火曜、文教はぐくみ委員会を水曜、まちづくり委員会を木曜、産業交通水道委員会を金曜に開会しています。